

①

特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度		・ ・ ・ ・		法人名	() 円			
交換 の 明 細 書	交換 取得 資産 と 圧 縮 限 度 額 の 計 算	交換取得資産の帳簿価額を減額し、 又は積立金として積み立てた金額			13			
	交換 と と も に 交 換 差 金 を 支 出 し た 場 合	圧 縮 限 度 額 の 計 算	譲渡直前の帳簿価額 (8)		14			
			交換取得資産の価額 (11)		15			
			交換取得資産とともに 取得した交換差金の額		16			
			交換取得資産の価額に 対 応 す る 帳 簿 価 額 $(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$		17			
			圧 縮 限 度 額 (15) - (17)		18			
			圧 縮 限 度 超 過 額 (13) - (18)		19			
	交 換 と と も に 交 換 差 金 を 支 出 し た 場 合	圧 縮 限 度 額 の 計 算	交換取得資産の帳簿価額を減額し、 又は積立金として積み立てた金額		20			
			交換 と と も に 交 換 差 金 を 支 出 し た 場 合	交換取得資産の価額 (11)		21		
				交換 と と も に 交 換 差 金 を 支 出 し た 場 合	譲渡直前の帳簿価額 (8)		22	
					交換とともに支出 した交換差金の額		23	
					計 (22) + (23)		24	
圧 縮 限 度 額 (21) - (24)			25					
圧 縮 限 度 超 過 額 (20) - (25)			26					

別表十三(九) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十三（九）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が措置法第66条《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の84《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 この明細書は、交換した資産の種類ごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。